

# 【改訂版】

令和8年6月2日

保護者 様

京都府立聾学校  
校長 笹山 健次

## 気象警報等発表による臨時休校について（お知らせ）

平素は、京都府立聾学校舞鶴分校の教育推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新たな防災気象情報の運用開始に伴い、本校における気象警報等発表時の対応について、下記のとおり改めることにしましたので、お知らせします。

つきましては、内容を御確認いただき、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 次の気象警報等が発表された場合は、臨時休校とします。なお、気象警報等が発表され、臨時休校措置をとる場合はPTA連絡メールでお知らせします。（気象庁ホームページやテレビ等の報道にて詳細を御確認ください。）

#### 【警戒レベル相当情報】

◎河川氾濫、大雨、土砂災害において「レベル3警報」以上 ※高潮は除く

#### 【警報】

◎暴風警報 ◎大雪警報 ◎暴風雪警報 ◎津波警報 ※波浪は除く

#### 【特別警報】

◎暴風特別警報 ◎大雪特別警報 ◎暴風雪特別警報 ◎津波特別警報 ※波浪は除く

- (1) 舞鶴地域に午前6時30分時点で警報等が発表されている場合は、臨時休校とします。
  - (2) 舞鶴地域には警報等が発表されていなくても、それぞれの居住地域に発表されている場合は、その地域のみ部分休校とします。  
ただし、気象状況・道路事情等により通学が困難と判断する場合は、警報等が出されていない地域でも休校にすることがあります。
  - (3) 午前6時30分以降、始業時（午前8時50分）までに発表された場合も(1)(2)に準じます。
  - (4) 始業時以後に警報等が発表された場合は、原則として一斉下校とします。その場合は、個別に連絡して保護者の皆様に迎えをお願いしますので、御協力をお願いします。
- 2 学校所在地に避難勧告や避難指示が発表された場合は、臨時休校とします。この場合もPTA連絡メールでお知らせします。
  - 3 午前6時30分以降に警報や特別警報、避難勧告等が解除された後も原則として引き続き臨時休校とします。
  - 4 寄宿舎生については、保護者の方と連絡をとった上で対応を決定します。
  - 5 警報等が発表されていない場合でも、気象状況や交通事情等により登下校が危険又は困難と判断した場合には、幼児・児童の安全確保のため、保護者の皆様に御協力をお願いすることがあります。